

兵庫県における R6 ツキノワグマ管理の状況と 狩猟の取扱いについて

第2期ツキノワグマ管理計画 令和6年度事業実施計画の概要

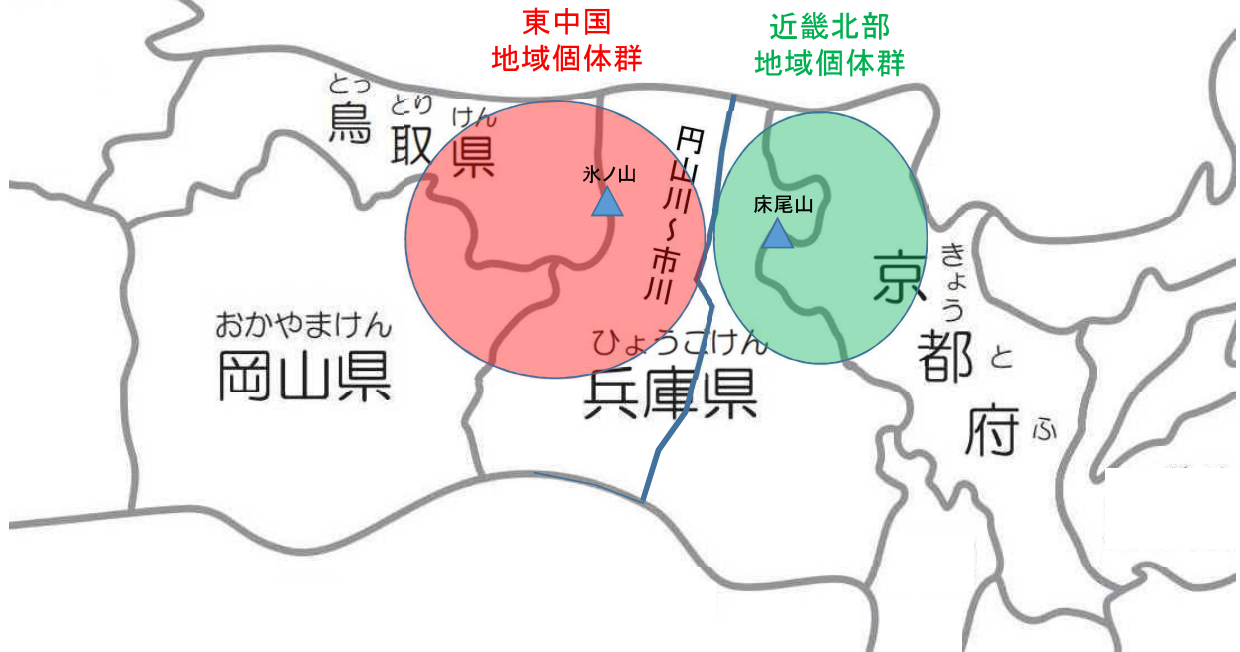
1 管理計画の目標

- ①人身被害ゼロ
- ②被害対策の充実強化による人の生活圏への出没防止
- ③「東中国地域個体群」及び「近畿北部地域個体群西側」の推定生息数400頭以上の維持

2 方策

- ①個体数管理
- ②被害防除
- ③生息地管理

ツキノワグマ地域個体群の区分

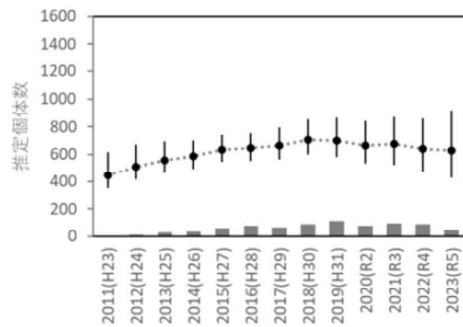
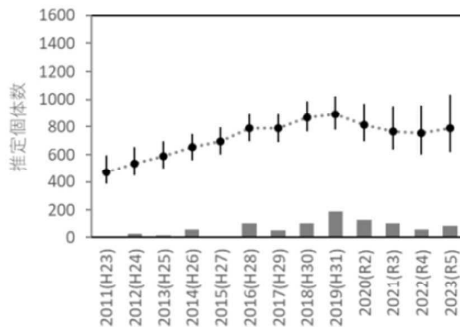


現状（生息状況）

① 兵庫県が属する地域個体群

※下段は95%信用区間

区分	東中国地域個体群	近畿北部地域個体群西側
推定生息数	中央値805頭 583頭～1,122頭	中央値667頭 405頭～1,015頭
推定増加率	中央値15.0% 11.9%～18.1%	中央値14.0% 9.6%～17.8%



(●は中央値、|は95%信用区間、棒線は人為死亡数を示す)

地域個体群の推定生息数（中央値）

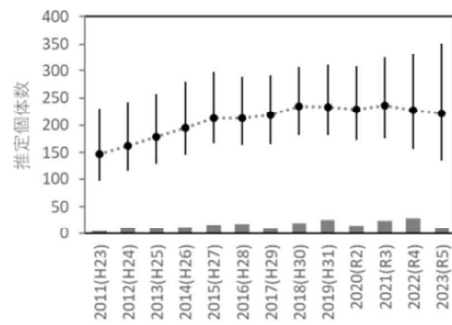
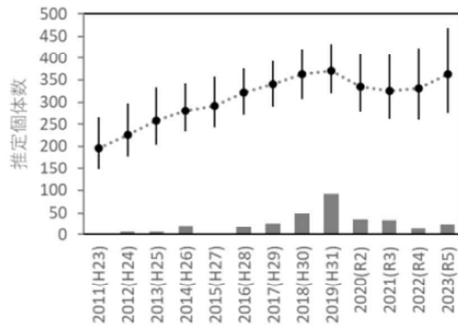
→ 捕獲上限割合の設定と狩猟可否の判断を行うための指標

現状（生息状況）

② 兵庫県内の管理ユニット

※下段は95%信用区間

区分	兵庫東中国ユニット	兵庫近畿北部ユニット
推定生息数	中央値387頭 269頭～559頭	中央値241頭 131頭～401頭
推定増加率	中央値14.5% 10.4%～18.4%	中央値12.2% 5.8%～18.2%



(●は中央値、|は95%信用区間、棒線は人為死亡数を示す)

県内管理ユニットの推定生息数

→総捕獲上限数を算出する根拠

第2期ツキノワグマ管理計画 個体数管理の概要

各個体群ごとの推定生息数(中央値)に応じた管理を実施

推定生息数の中央値	狩猟捕獲	有害捕獲
400頭未満	禁止	可能な限り殺処分しない
400頭以上 800頭未満	禁止	原則殺処分 (各個体群の県内生息数の8%を上限※)
800頭以上	禁止解除を検討	原則殺処分
	狩猟捕獲と有害捕獲の総捕獲数管理 (各個体群の県内生息数の12%を上限※)	
	-	人との軋轢がある場合のみ (各個体群の県内生息数の3%上乘せ可)

※捕獲上限割合は環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)」を採用

ツキノワグマ狩猟実績の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
狩猟期間	11/15~12/14				狩猟 禁止		11/15~12/14	
狩猟場所	県全域						県全域	市川円山川 以西
捕獲頭数	4頭	1頭	5頭	0頭			2頭	5頭

県内の推定個体数が
解除基準を下回ったため

R 6 近畿北部地域個体群西側の個体数管理

推定生息数中央値: 667頭

推定生息数の中央値	狩猟捕獲	有害捕獲
400頭以上 800頭未満	禁止	<p>精神被害、人身被害および農林業被害の防止のため実施⇒原則殺処分 (県内生息数中央値 241頭の8%を上限)</p> <p>※ただし、集落内や果樹園等において、人為的な作物に依存している場合、捕獲時点で適切な被害対策を行っていない場合は学習放獣するとともに、0歳と判断できる個体は原則放獣とする</p>

R 6 東中国地域個体群の個体数管理

推定生息数中央値:805頭

推定生息数の中央値	狩猟捕獲	有害捕獲
800頭以上	条件を付した上で 禁止解除を検討	精神被害、人身被害および農林業被害の防止のため実施⇒原則殺処分
	総捕獲数管理を実施(狩猟捕獲数+有害捕獲数) 県内生息数中央値387頭の12%を上限=46頭	
	-	人との軋轢がある場合のみ (各個体群の県内生息数の3%上乘せ可)

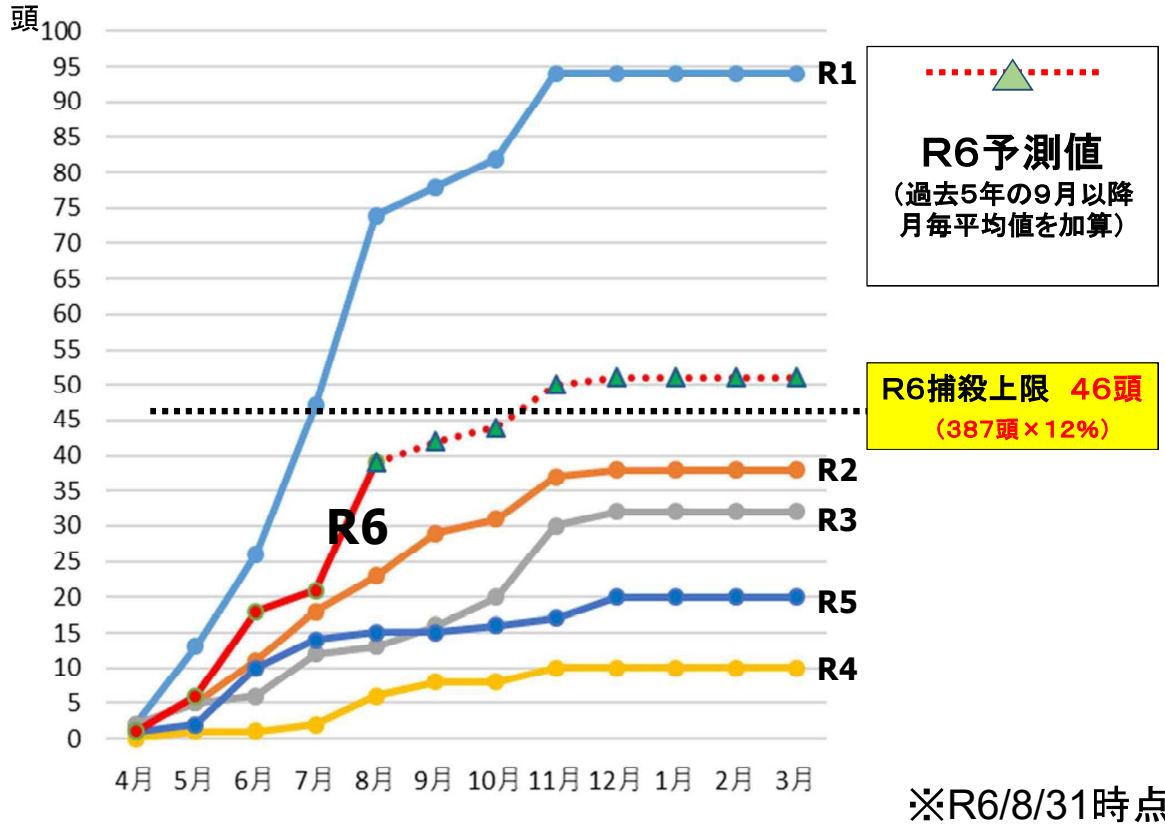
R6 捕獲数の月別推移(県全域)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6	4	16	40	18	42								120
うち有害捕獲数	1	5	14	5	18								53
うち東中国地域 個体群の捕殺数	1	5	12	3	18								39
(累計数)	(7)	(27)	(66)	(78)	(120)								(120)
過去5年平均	4	12	15	16	16	10	17	25	11	-	-	0	126
うち有害捕獲数	2	5	6	9	11	5	8	12	2	-	-	0	60
(累計数)	(4)	(16)	(31)	(47)	(63)	(73)	(90)	(115)	(126)	(126)	(126)	(126)	(126)
過去10年平均	4	12	16	14	16	8	19	23	10	0	0	0	122
うち有害捕獲数	1	4	5	7	9	3	8	9	2	0	-	0	48
(累計数)	(4)	(16)	(32)	(46)	(61)	(70)	(88)	(111)	(121)	(122)	(122)	(122)	(122)

※R6/8/31時点

注:捕獲数には放獣や自力脱出した頭数を含む

本県における東中国地域個体群 有害捕殺頭数の推移



令和6年度クマ狩猟にかかる兵庫県の措置

ツキノワグマの狩猟禁止の継続

個体群	狩猟の取扱	理由
近畿北部 (西側)	狩猟禁止を継続	推定生息数(667頭)が、解除基準(800頭)を下回っているため
東中国	狩猟禁止を継続	R6有害捕獲頭数が、捕獲上限頭数(46頭)に達する見込みのため

※ 狩猟禁止についてはR5年度に告示済み

【令和5年10月27日付け兵庫県告示第1087号】

令和5年12月15日以降は兵庫県全域においてツキノワグマの狩猟を禁止

令和6年度クマ有害捕獲にかかる兵庫県の措置

有害捕獲の取扱い

〔第2期ツキノワグマ管理計画/令和6年度事業実施計画〕

- ・地域個体群ごとの推定生息数（中央値）は400頭以上であるため、ツキノワグマ管理計画に従い、精神被害、人身被害及び農林業被害の防止のため、県内全域で有害捕獲を実施
- ・捕獲上限数を超えても集落内での出没が相次ぐなど、人身被害を防止するため、特に必要と認められる有害捕獲は実施
- ・なお、有害捕獲許可の発出においては、集落へ繰り返し出没して人身被害をもたらす危険性が高い場合など、その必要性を慎重に判断して、適切に行うこととする

集落環境に執着したクマの行動例

※兵庫県立大学調査データより抜粋

●調査概要

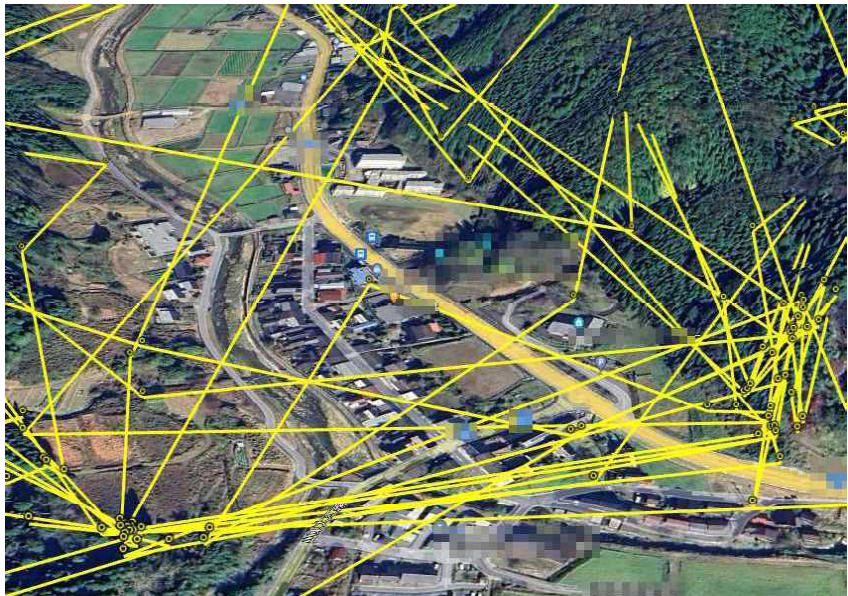
令和5年秋に県内で錯誤捕獲されたクマにGPS発信器を装着して放獣

●描画方法

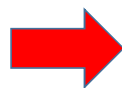
約2時間毎のクマ位置情報を直線で結ぶ
(※この直線上をクマが移動しているわけではありません)

●描画期間

R5. 10. 16～R5. 12. 16



集落周辺ゾーンの誘引物に執着したクマが、道路や河川、集落内を往来し、連日出没



人身事故発生
の懸念

R6 目撃・痕跡情報の月別推移(県全域)

(単位:頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6	17	70	121	89	111							
(累計数)	(17)	(87)	(208)	(297)	(408)							
過去5年平均	17	47	62	69	67	48	125	116	26	3	2	4
(累計数)	(17)	(64)	(126)	(195)	(262)	(309)	(435)	(550)	(577)	(580)	(582)	(586)
過去10年平均	18	56	80	73	76	51	137	114	26	4	2	3
(累計数)	(18)	(74)	(153)	(226)	(302)	(353)	(489)	(603)	(629)	(632)	(634)	(636)

過去平均より多いペース
で出没が続いている

※R6/8/31時点

集落への出没を減らすための対応策

集落ゾーン・集落周辺ゾーンにおける

●被害対策の強化

- ・不要果樹等の誘引物除去
- ・侵入防止柵の設置
- ・バッファゾーン整備

+

●有害捕獲の強化

人身事故発生防止